

No	カテゴリー	質問	回答
1	廃棄・リサイクル	フッ素樹脂製品のトラッキング、最終処理の管理までを考慮することも特例獲得に重要と考えております。例としてSEMIで利用されているPFOSの最終廃棄処理管理はどのようにされているのか、情報があれば参考にしたいので教えてください。	環境省より、PFOS及びPFOA含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項が公開されております。 https://www.env.go.jp/press/press_00659.html 本技術的留意事項の対象とする廃棄物は、PFOS使用製品又はPFOA使用製品若しくはPFOA又はPFOAの原体が廃棄物になったもの、それらの製造、使用、廃棄等の段階から排出されるPFOS等又はPFOA等を含有する固形状又は液状の廃棄物です。
2	日本の規制	日本政府への働きかけはどのようなになっているのか。日本国内ではPFAS継続利用できるのを知りたいです。	FCJとしては、適正な規制をしてもらうよう経済産業省をはじめ各府庁と連携をし、情報提供や経産省を通して各業界団体への働きかけをしております。
3	他国の規制	米国メイン州での規制物質は、OECD、EPAが公開しているものと同じで考えておいたらよろしいでしょうか。下記リンクがFAQになるようですが。 https://comptox.epa.gov/dashboard/chemical-lists/pfasmaster	PFASの定義は、米国メイン州、OECD、EPAで異なります。 第2回FCJ主催のPFASウェビナー資料のP18に記載がありますので、ご参照ください。 https://fcj.jp/pdf/Lecture_materials_20221130.pdf
4	他国の規制	米国とEUのpfasの違いや考え方について知りたい。	欧州では、欧州化学物質戦略にも示されたように、PFAS一括での用途規制の方向となっておりますが、一方で米国連邦の法規制では、リスクの高い個別のグループまたは、一部の限定した用途を中心として規制化の方向と想定しております。
5	含有調査	サプライヤー調査依頼を規制の発効前に開始してもよいのでしょうか？	事前に調査することは問題ありません。
6	含有調査	部材への含有情報をEUPFAS定義（OECD）で調査を実施していますが、TSCAで定義されている物質は全てカバーできていません。EUIにあってTSCAにあるもの、TSCAにあってEUIにない物質を比較できるようなリストはないでしょうか。	比較したリストはございません。両方のリストを参照いただき、ご自身で比較いただけるようお願いいたします。 ・OECD list of PFAS cas numbers - https://comptox.epa.gov/dashboard/chemical-lists/PFASOECD ・EPA list of PFAS cas numbers - https://comptox.epa.gov/dashboard/chemical-lists/pfasmaster
7	安全性	化学品会社なのですが代替品になり得ないケースやメーカーによってはフッ素材料の開発を行わないケースが出ている。疑わしくは黒にすることに違和感があり制限の明確化、フッ素材料の毒性開示の情報の提供を行ってほしい。	ご認識の通り、本制限案では莫大な対象範囲に対し毒性情報等の十分な科学的根拠なく規制案が出され、産業界に甚大な影響を及ぼすと考えております。FCJとしては、欧州制限案がREACH68条に不整合である点についての意見書（下記URL）をまとめ、疑義を唱えて参ります。 https://fcj.jp/pdf/japan_pfas_comments.pdf
8	その他	今回の規制は、難分解性を理由とし、CF3、-CF2-を制限対象としています。今後、フッ素レスへ拡大する可能性はあるのでしょうか。また、フッ素化合物には微量にCF3、-CF2-が含まれる可能性があり、フッ素レスを目指す方がよいなどの知見があったりするのでしょうか。教えてください。	フッ素レス化合物への規制の拡大に関しては現時点で不詳ですが、今回の欧州PFAS制限案は、難分解性のみに基づき広範な範囲で制限するものであり、FCJとしてはREACH68条に不整合である点についての見解書をまとめ、疑義を唱えて参ります。 FCJとして貴社の事業/開発方針に言及できませんが、今後フッ素を含まない材料の開発が進む可能性はあると認識しております。一方、PFAS制限案に対するパブリックコメントが検討されることで、現制限案がそのまま施行されるとは限りませんことも併せて申し上げます。
9	その他	フルオロポリマーの新規用途に対するPFAS規制のスタンスがどうなっていくのかについて意見がありましたら伺いたい。	制限案では新規用途にフォーカスした言及はございませんが、現制限案で認識されていない用途がありましたらパブリックコメントを提出することも選択肢のひとつと考えます（非公開でご提出するようにご注意ください）。なお、パブリックコメントを提出しない場合、法施行から1.5年の移行期間後に規制を受けることを容認したことになると言われていますのでご留意ください。

No	カテゴリー	質問	回答
10	その他	FKMパッキン業界の動向を知りたい。	FCJとして国内外の個別の業界動向について網羅的な把握はできておりません。FKMパッキン業界の動向としては、例えば、下記の欧州団体のPosition Statementなどをご参考になるかと思えます。 https://www.europeansealing.com/about-us/position-statements/ より具体的または詳細な情報が必要な場合、個別に業界団体にお問い合わせいただくことをお勧めいたします。
11	その他	欧州REACH_PFAS制限案の非適用となっております「医薬」と「農薬」は、環境中に出るか否かという点で決定的に異なると考えます。「農薬」の規制につきまして、「移動性、長距離移動の可能性」が根拠となり、今後、新たに規制が強化される可能性等はないのでしょうか。	PFAS制限案で「医薬品」、「植物保護剤」および「殺生物剤」の活性物質が適用から除外されているのはご認識のとおりですが、FCJとしては今後の農薬の規制方針については現段階でコメントできません。 一方、制限案(Annex_B)中でも言及されておりますように、PFASの植物中での濃縮、それを食す草食動物からの食物連鎖等について指摘されており、今後注視が必要と認識しております。